

北海道における談合情報対応手続について

談合情報等への適切な対応

公正取引委員会への通知

地方公共団体の長は、地方公共団体が発注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない。（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）第10条）

適正化法第10条は、各省各庁の長等に対し、入札及び契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に通知しなければならないこととしている。これは、不正行為の疑いがある場合に発注者がこれを見逃すことなく毅然とした対応を行うことによって、発生した不正行為に対する処分の実施を促すとともに、再発の防止を図ろうとするものである。（公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年5月23日閣議決定。以下「適正化指針」という。）第2-3-(1)）

「談合情報対応マニュアル」の策定

各省各庁の長等は、適正化法第10条の規定に基づく公正取引委員会への通知義務の適切な実施のために、談合情報を得た場合等の前記違反行為があると疑うに足りる事実があるときの取扱いについてあらかじめ要領を策定し、職員に周知徹底するとともに、これを公表するものとする。要領においては、談合情報を得た場合等の前記違反行為があると疑うに足りる事実があるときにおける内部での連絡・報告手順、公正取引委員会への通知の手順並びに通知の事実及びその内容の開示のあり方、事実関係が確認された場合の入札手続の取扱い（談合情報対応マニュアル）等について定めるものとする。

（適正化指針第2-3-(1)）

不正行為の発生しにくい環境の整備（一般競争、事後公表、電子入札の導入等）

各省各庁の長等は、法及び適正化指針に基づく入札及び契約の手続の透明性の向上等により不正行為の発生しにくい環境の整備を進める。（適正化指針第2-3-(5)）

公正取引委員会の審査活動への配慮

これらの手順を定めるに当たっては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意するものとする。（適正化指針第2-3-(1)）

支出負担行為担当者等は、公正取引委員会及び警察へ通報していることが外部に漏れることのないよう十分留意するものとする。（談合情報対応手続第1-1-(3)）

公正取引委員会に談合情報を提供した(したい)ということが外部に明らかになると、事業者における証拠隠滅を容易にするなど、その後の公正取引委員会の審査活動に支障が生じるおそれが強いため、情報提供に当たっては留意願います。

（「入札談合の防止に向けて」（公正取引委員会事務総局資料）3）

談合情報対応手続の改正

談合情報に対する一層の公正性や客観性を確保するため、平成19年8月改正。

調査 入札の公平性を担保するために行う。（対応手続質疑応答）

事情聴取 公正な入札を行うために必要な措置。（対応手続質疑応答）

公正入札調査委員会 談合事実の認否についての審議を所掌。（対応手続）

北海道入札監視委員会 談合事実認否及び談合情報対応等の審議。（対応手続）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（関係部分抜粋）

（公正取引委員会への通知）

第十条 各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長（以下「各省各庁の長等」という。）は、それぞれ国、特殊法人等又は地方公共団体（以下「国等」という。）が発注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない。

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（関係部分抜粋）

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項

（1）談合情報等への適切な対応に関すること

法第10条は、各省各庁の長等に対し、入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に通知しなければならないこととしている。これは、不正行為の疑いがある場合に発注者がこれを見過ごすことなく毅然とした対応を行うことによって、発生した不正行為に対する処分の実施を促すとともに、再発の防止を図ろうとするものである。各省各庁の長等は、その職員に対し、法の趣旨の徹底を図り、適切な対応に努めるものとする。その際、例えば、工事費内訳書の確認、入札結果の事後的・統計的分析の活用など入札執行時及び入札後の審査内容の充実・改善に努めるものとする。

各省各庁の長等は、法第10条の規定に基づく公正取引委員会への通知義務の適切な実施のために、談合情報を得た場合等の前記違反行為があると疑うに足りる事実があるときの取扱いについてあらかじめ要領を策定し、職員に周知徹底するとともに、これを公表するものとする。要領においては、談合情報を得た場合等の前記違反行為があると疑うに足りる事実があるときにおける内部での連絡・報告手順、公正取引委員会への通知の手順並びに通知の事実及びその内容の開示のあり方、事実関係が確認された場合の入札手続の取扱い（談合情報対応マニュアル）等について定めるものとする。なお、これらの手順を定めるに当たっては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意するものとする。

（5）談合に対する発注者の関与の防止に関すること

公共工事は、国民の税金を原資として行われるものであることから、とりわけ公共工事の入札及び契約の事務に携わる職員が談合に関与することはあってはならないことであり、各省各庁の長等は、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組むものとする。

併せて、各省各庁の長等は、法及び適正化指針に基づく入札及び契約の手続の透明性の向上等により不正行為の発生しにくい環境の整備を進めるとともに、その職員に対し、公共工事の入札及び契約に関する法令等に関する知識を習得させるための教育、研修等を適切に行うものとする。

また、刑法又は独占禁止法に違反する行為については、発注する側も共犯として処罰され得るものであることから、各省各庁の長等は、警察本部、公正取引委員会等との連携の下に、不正行為の発生に際しては、厳正に対処するものとする。

談合情報対応手続（平成12年6月21日付け局総第224号出納局長通達全文：様式省略）

第1 談合情報の受理時点ごとの具体的対応手続

1 入札執行前に談合情報を受理した場合

(1) 受理した談合情報の支出負担行為担当者等への報告

競争入札に付すべき契約に関し談合情報があった場合、当該談合情報を受理した者は、談合情報報告書（別記第1号様式）に、情報提供者の身元、氏名、談合情報の内容等を記録し、支出負担行為担当者又は支出負担行為に相当する行為を行う者（以下「支出負担行為担当者等」という。）に報告するものとする。

なお、情報提供者が報道機関である場合は、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

(2) 合議制委員会への談合情報の報告

(1)により報告を受けた支出負担行為担当者等は、直ちに調査の必要性について判断し、第3に規定する委員会（以下第1及び第2において「公正入札調査委員会」という。）の委員長に対し、当該談合情報報告書（写し）により報告するものとする。この場合、当該談合情報報告書（写し）には談合情報に対する調査の要否等についても記載するものとする。

(3) 公正取引委員会及び警察並びに行政改革局長への談合情報の通報等

支出負担行為担当者等は、(1)の報告を受けたときは、談合情報報告書（写し）により、対象契約が特定できるものすべてについて、速やかに公正取引委員会及び北海道警察（以下「警察」という。）へ通報するとともに、行政改革局長に報告するものとする。この場合、支出負担行為担当者等は、公正取引委員会及び警察へ通報していることが外部に漏れることのないよう十分留意するものとする。

(4) 調査基準等

ア 支出負担行為担当者等は、(2)の調査の要否の判断に当たり、対象契約が特定でき、かつ、次の要件に該当する談合情報については、調査を行うものとする。

(ア) 談合の具体的な物証（メモ、録音テープ、写真等）が示されたもの

(イ) 情報提供者の氏名及び連絡先が明らかなもの（報道機関からの通報であって、報道機関への情報提供者が不明な場合を除く。）

(ウ) 情報提供者が匿名の場合（報道機関からの通報であって、報道機関への情報提供者が不明な場合を含む。）にあっては、落札予定者名を含むもの、又は次のいずれかの事項を2つ以上含むもの

a 落札予定金額

b 談合に関与したとされる業者名

c 談合が行われた日時及び場所

(エ) 談合に参加した当事者以外に知り得ないと思われる内容（(ウ)に掲げる内容を除く。）を含むもの

(オ) 上記(ア)から(エ)までのほか、調査が必要であると認められるもの

イ 支出負担行為担当者等は、アに該当しない場合は、入札を予定どおり執行するものとする。

ウ 支出負担行為担当者等は、イの規定による入札手続が終了したときは、入札結果の一覧表により入札結果を公正入札調査委員会の委員長に報告するとともに、速やかに公正取引委員会及び警察並びに行政改革局長に入札結果の一覧表を送付するものとする。この場合において、当該入札結果の一覧表には(2)又は(3)の報告又は通報の関連（報告年月日、対象契約名称など）について余白に付記するものとする。

(5) 入札の延期及び取りやめ

- ア 支出負担行為担当者等は、談合情報の対応に日数を要すると判断したときは、入札の執行を延期するものとする。
- イ 支出負担行為担当者等は、談合情報が次のいずれかに該当する場合において、入札執行手続をすることが不相当と認められるときは、調査することなく、入札の執行を取りやめることができるものとする。
- なお、この場合は、支出負担行為担当者等は、(2)の報告の際に、入札の執行を取りやめた旨を談合情報報告書(写し)に付記するものとする。
- (ア) 一般競争入札の参加業者名又は指名競争入札の指名業者名のすべてを、おおむね正確に指摘したと認められるもの
- (イ) 予定価格又は設計積算額を、認知又は推察できる状況になる前に正確に指摘したと認められるもの
- (ウ) その他支出負担行為担当者等が、入札執行手続の継続が不相当と認めるとき
- ウ イの規定により入札の執行を取りやめ、新たに競争入札を執行しようとする場合において、指名競争入札によるときは、当初の入札参加者(入札参加者が共同企業体の場合にあつては、その構成員を含む。以下同じ。)を指名しないものとする。
- (6) 調査(事情聴取)手続
- ア 支出負担行為担当者等は、調査を行う場合は、直ちに事情聴取を行う複数の職員(以下「事情聴取者」という。)を指定し、入札参加者全員に対し事情聴取を行わせるものとする。この場合、事情聴取者は、原則として事業担当課及び事業担当課以外の課の主幹相当職以上の職にある者から、それぞれ指定するものとする。
- イ 事情聴取の相手方は、原則として談合情報があつた競争入札における入札参加者の代表取締役、入札代理人又は役員等の責任者とする。
- ウ 事情聴取者は、事情聴取を行ったときは、事情聴取書(別記第2号様式)に事情聴取の内容を記録し、直ちに支出負担行為担当者等に報告するものとする。
- (7) 談合事実認否の審議
- ア (6)のウの規定により報告を受けた支出負担行為担当者等は、直ちに公正入札調査委員会の委員長に事情聴取書(写し)により事情聴取内容を報告するとともに、談合事実認否の審議を依頼するものとする。
- イ アの規定により審議の依頼を受けた公正入札調査委員会の委員長は、速やかに委員会を招集し、事情聴取の内容について検討した上で、談合事実の認否について審議し、その結果を支出負担行為担当者等に通知するものとする。
- (8) 工事等に関する談合情報の入札監視委員会への審議依頼
- ア 支出負担行為担当者等は、工事及び工事に係る設計、測量、地質調査等の委託業務の契約に関する談合情報のうち次に掲げるものについては、談合事実認否の審議を北海道入札監視委員会(以下「入札監視委員会」という。)に依頼するものとする。
- (ア) 特定の職員の入札への不当な関与を指摘したもの
- (イ) その他入札監視委員会による審議を経ることが適当であると認められるもの
- イ 支出負担行為担当者等がアの規定により入札監視委員会に審議を依頼する場合は、あらかじめ行政改革局長に協議の上、談合情報に係る審議依頼書(別記第3号様式)に事情聴取書(写し)その他の関係書類を添付して行うものとする。
- ウ アの規定により入札監視委員会に審議を依頼するときは、(7)の規定を適用しないことができるものとする。
- (9) 公正入札調査委員会等の審議結果通知後の事務処理(談合の事実がある又は談合

の疑いが強いと認められる場合)

ア 支出負担行為担当者等は、公正入札調査委員会又は入札監視委員会(以下「公正入札調査委員会等」という。)から「談合の事実があると認められる」と通知されたとき又は「談合の疑いが強いと認められる」と通知されたときは、入札の執行を取りやめるものとする。

イ アの規定により入札の執行を取りやめ、新たに競争入札を執行しようとする場合において、指名競争入札によるときは、当初の入札参加者を指名しないものとする。

(10) 公正入札調査委員会等の審議結果通知後の事務処理(談合の事実が確認できない場合)

ア 支出負担行為担当者等は、公正入札調査委員会等から「談合の事実が確認できない」と通知された場合において、競争入札を執行しようとするときは、次の対応を行うものとする。

(ア) 当初の入札が一般競争入札及び公募による指名競争入札の場合は、入札の執行を取りやめ、地域要件、格付要件等を緩和した上で新たに一般競争入札を執行する。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、当初の入札を執行することができる。

a 適正な入札及び契約履行の確保の観点から、当初の入札に係る地域要件、格付要件等を緩和することが困難な場合

b 当初の入札において、応札可能者数が 20 者以上となる地域要件、格付要件等を設定している場合

(イ) 当初の入札が通常の指名競争入札(公募による指名競争入札以外のものをいう。以下同じ。)の場合は、次のいずれかの方法による。

a 入札の執行を取りやめ、新たに一般競争入札を執行する。

b aの方法による場合には契約の目的を達成することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、入札参加者を7者以上追加指名した上で入札を執行する。

イ 入札執行者は、アの規定による対応に係る入札の執行に当たり、入札参加者に次の事項について注意を促すものとする。

(ア) 当該入札(契約)について談合があったとの通報があったが、競争入札心得を遵守し厳正に入札すること。

(イ) 入札後、落札決定を保留の上全入札者から積算内訳書の提出を求めるとともに、事情聴取を行うことがあること。

(ウ) 積算内訳書の確認及び事情聴取の結果によっては、入札の執行の取りやめ等の措置を採ることがあること。

(11) 談合情報どおりの者が落札対象者となった場合等の調査等

ア (10)のAの規定による対応に係る入札を執行した結果、談合情報どおりの者が落札対象者となった場合その他の入札結果等から特に必要と認められる場合は、入札価格を読み上げた上で落札決定を保留し、全入札者から積算内訳書の提出を求め、談合の形跡がないかどうかを確認するとともに、再度、調査を行うものとする。

イ (6)及び(7)の規定は、アにより調査を行う場合に準用する。

ウ アの対応に時間を要すると判断したときは、後日、入札結果を各入札者に通知するものとする。

エ 公正入札調査委員会の審議結果通知後の事務処理については、次に掲げるところによるものとする。

- (ア) 「談合の事実があると認められる」と通知されたときは、競争入札心得に定める無効入札の条件（入札に関し不正の行為のあった者のした入札）を適用して入札を無効とし、入札の執行を打ち切る。
- (イ) 「談合の疑いが強いと認められる」と通知されたときは、入札の執行を取りやめる。
- (ウ) 「談合の事実が確認できない」と通知されたときは、入札結果に基づき落札決定する。
- オ エの(ア)又は(イ)の規定に該当し、新たに競争入札を執行しようとする場合において、指名競争入札によるときは、当初の入札参加者を指名しないものとする。
- (12) 公正入札調査委員会への談合情報の事務処理経過の報告
支出負担行為担当者等は、(4)のイの規定により入札を執行した場合を除き談合情報に係る一連の対応が終了したときは、談合情報対応経過記録書（別記第4号様式）及び入札結果の一覧表により、談合情報に関する事務処理経過を公正入札調査委員会の委員長に報告するものとする。
- (13) 公正取引委員会及び警察並びに行政改革局長への談合情報経過記録の送付
支出負担行為担当者等は、(12)の報告後、談合情報対応経過記録書（写し）、事情聴取書（写し）及び入札結果の一覧表を速やかに公正取引委員会及び警察並びに行政改革局長に送付するものとする。
- 2 入札執行後、契約締結前に談合情報を受理した場合
- (1) 受理した談合情報の支出負担行為担当者等への報告等
- ア 1の(1)から(3)までの規定は、入札執行後、契約締結前に談合情報を受理した場合に準用する。
- イ アで準用する1の(2)又は(3)の報告又は通報に当たっては、入札結果の一覧表を添付するものとする。
- (2) 調査基準
- ア 支出負担行為担当者等は、(1)で準用する1の(2)の調査の要否の判断に当たり、対象契約が特定でき、かつ、次の要件に該当する談合情報については、調査を行うものとする。
- (ア) 談合の具体的な物証（メモ、録音テープ、写真等）が示されたもの
- (イ) 談合に参加した当事者以外に知り得ないと思われる内容を含むもの
- (ウ) 上記(ア)及び(イ)のほか、調査が必要であると認められるもの
- イ 支出負担行為担当者等は、アに該当しない場合は、契約を締結するものとする。
- (3) 調査（事情聴取）手続等
- 1の(6)から(8)までの規定は、入札執行後、契約締結前に談合情報を受理した場合に準用する。
- (4) 公正入札調査委員会等の審議結果通知後の事務処理（談合の事実があると認められる場合）
- ア 支出負担行為担当者等は、公正入札調査委員会等から「談合の事実があると認められる」と通知されたときは、競争入札心得に定める無効入札の条件（入札に関し不正の行為があった者のした入札）を適用し、入札を無効とするものとする。
- イ アの規定により入札を無効とし、新たに競争入札を執行しようとする場合において、指名競争入札によるときは、当初の入札参加者を指名しないものとする。
- (5) 公正入札調査委員会等の審議結果通知後の事務処理（談合の事実が確認できない場合）
- 支出負担行為担当者等は、公正入札調査委員会等から「談合の事実が確認できない」と通知されたときは、契約を締結するものとする。

- (6) 公正入札調査委員会への談合情報の事務処理経過の報告等
1の(12)及び(13)の規定は入札執行後、契約締結前に談合情報を受理した場合に準用する。
- 3 契約締結後に談合情報を受理した場合
- (1) 受理した談合情報の支出負担行為担当者等への報告等
ア 1の(1)から(3)までの規定は、契約締結後に談合情報を受理した場合に準用する。
イ アで準用する1の(2)又は(3)の報告又は通報に当たっては、入札結果の一覧表を添付するものとする。
- (2) 調査基準
ア 支出負担行為担当者等は、(1)で準用する1の(2)の調査の要否の判断に当たり、対象契約が特定でき、かつ、次の要件に該当する談合情報については、調査を行うものとする。
(ア) 談合の具体的な物証(メモ、録音テープ、写真等)が示されたもの
(イ) 談合に参加した当事者以外に知り得ないと思われる内容を含むもの
(ウ) 上記(ア)及び(イ)のほか、調査が必要であると認められるもの
イ 支出負担行為担当者等は、アに該当しない場合は、契約を継続するものとする。
- (3) 調査(事情聴取)手続等
1の(6)から(8)までの規定は、契約締結後に談合情報を受理した場合に準用する。
- (4) 公正入札調査委員会等の審議結果通知後の事務処理(談合の事実があると認められる場合)
ア 支出負担行為担当者等は、公正入札調査委員会等から「談合の事実があると認められる」と通知されたときは、速やかに公正取引委員会及び警察に通報するものとする。
イ 支出負担行為担当者等は、公正取引委員会等の判断により、談合の事実が確定したときは、当該契約の契約条項に基づき賠償金を徴収するものとする。
また、契約の履行状況等を考慮し、契約解除についても検討するものとする。
ウ 支出負担行為担当者等は、公正取引委員会等の判断を待つことなく契約を解除することが適当と判断したときは、契約の相手方に契約解除を申し入れ、合意解除するものとする。
エ イ又はウの規定により契約を解除したことに伴い新たに必要となる契約について競争入札を執行しようとする場合において、指名競争入札による場合は、当初の入札参加者を指名しないものとする。
- (5) 公正入札調査委員会等の審議結果通知後の事務処理(談合の事実が確認できない場合)
支出負担行為担当者等は、公正入札調査委員会等から「談合の事実が確認できない」と通知されたときは、契約を継続するものとする。
- (6) 公正入札調査委員会への談合情報の事務処理経過の報告等
1の(12)及び(13)の規定は、契約締結後に談合情報を受理した場合に準用する。

第2 入札監視委員会による調査検証

1 談合事実認否の審議を依頼された場合の対応

(1) 談合事実認否の審議

第1の1の(8)の規定に基づく入札監視委員会による談合事実認否の審議は、支出負担行為担当者等から提出された関係書類、入札監視委員会が必要に応じ行う調査検証の結果等により行うものとする。

(2) 意見書の作成

ア 入札監視委員会は、審議を終えたときは談合事実の認否、その判断理由等を記載した意見書を作成し、支出負担行為担当者等に通知するものとする。

イ アの規定による意見書の通知は、支出負担行為担当者等から審議の依頼を受けた日からおおむね30日以内に行うものとする。

2 入札監視委員会への対応

支出負担行為担当者等は、入札監視委員会による1の(1)の談合事実認否の審議及び談合情報対応等に関する審議に当たり、入札監視委員会から資料提供その他の要請があったときは適切に対応するものとする。

第3 公正入札調査委員会

1 公正入札調査委員会の設置

道が発注する契約に係る競争入札の適正を期し、公正取引委員会及び警察との連携を図りつつ、談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、部長等（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第2条第1号に定める「部長等」をいう。以下同じ。）、教育長、警察本部長、総合振興局長、振興局長、教育局長及び方面本部長は、公正入札調査委員会を設置するものとする。

2 公正入札調査委員会の所掌事項

(1) 公正入札調査委員会は、談合事実の認否についての審議を所掌するものとする。

(2) 部長等が設置した公正入札調査委員会は、その設置者が所管する北海道財務規則別表第1に掲げる部局及び地方部局（総合振興局及び振興局を除く。）に係る談合情報に関する(1)の事項を所掌するものとする。

(3) 教育長が設置した公正入札調査委員会は、教育長が所管する北海道財務規則別表第1に掲げる部局及び地方部局（教育局及び道立学校を除く。）に係る談合情報に関する(1)の事項を所掌するものとする。

(4) 警察本部長、教育局長及び方面本部長が設置した公正入札調査委員会は、その設置者が所管する北海道財務規則別表第1に掲げる地方部局に係る談合情報に関する(1)の事項を所掌するものとする。

第4 本手続に基づく対応に係る留意事項等

1 依頼を受けた事務に係る談合情報の取扱い

(1) 北海道財務規則第204条の19及び第204条の20の規定により総務部長又は建設部長が依頼を受けた公有財産の取得等の事務に係る競争入札において談合情報があった場合は、依頼を受けた総務部長又は建設部長が当該談合情報に係る対応を行うものとする。この場合において、本通達中「支出負担行為担当者等」とあるのは「北海道財務規則第204条の19又は第204条の20の規定により依頼を受けた総務部長又は建設部長」と読み替えるものとする。

(2) 北海道財務規則第213条の2の規定により出納局長が依頼を受けた物品の購入等の事務に係る競争入札において談合情報があった場合は、依頼を受けた出納局長が当該談合情報に係る対応を行うものとする。この場合において、本通達中「支出負担行為担当者等」とあるのは「北海道財務規則第213条の2の規定により依頼を受けた出納局長」と読み替えるものとする。

(3) 北海道財務規則第213条の3及び附則第9項の規定により総合振興局長又は振興局長が依頼を受けた物品の購入等の事務に係る競争入札において談合情報があった場合は、依頼を受けた総合振興局長又は振興局長が当該談合情報に係る対応を行うものとする。この場合において、本通達中「支出負担行為担当者等」とあるのは「北海道財務規則第213条の3の規定により依頼を受けた総合振興局長又は振興局長」と読み替えるものとする。

2 情報管理に関する措置

第1の1の(5)の規定により入札の執行を取りやめた場合は、「公正な入札を妨げる行為の禁止について」(平成12年5月26日付け局総第149号出納局長、総務部長通知)等に留意して、必要な措置を採るものとする。

3 新たに一般競争入札を執行する場合の取扱い

本手続の規定に基づき、当初の入札の執行を取りやめ新たに制限付一般競争入札実施要領(「制限付一般競争入札実施要領の制定について」(平成12年5月31日付け建情第368号))に基づく入札を執行する場合において格付要件を緩和するときは、同要領4の(2)のイの規定により準用することとなる事業別基準適用基準(「事業別基準の適用基準の制定について」(平成14年3月28日付け事調第2537号))7の規定による知事の承認があったものとして、入札を執行して差し支えないものとする。

4 新たに通常の指名競争入札を執行する場合等の留意事項

本手続の規定に基づき、当初の入札の執行を取りやめ新たに通常の指名競争入札を執行する場合及び通常の指名競争入札について入札の執行を延期し入札参加者を7者以上追加指名した上で入札を執行する場合において、入札参加者が少数となるおそれがあるなど必要と認められるときは、適正な入札及び契約履行の確保ができる範囲内において、次のとおり取り扱って差し支えないものとする。

- (1) 建設工事の請負契約に係るもののうち、工事の予定価格に対応する等級に格付けされた者を指名選考することとされているものについて、事業別基準適用基準7の規定による知事の承認があったものとして、当該等級に格付けされた者以外のものを対象に含めて指名選考を行い入札を執行すること。
- (2) 建設工事共同企業体の活用方針(「建設工事共同企業体の活用方針について」(平成13年3月22日付け建情第2290号))2の(2)に規定する経常建設共同企業体(以下「経常建設共同企業体」という。)を活用した建設工事の請負契約に係るものである場合において、経常建設共同企業体を対象に含めて指名選考を行い入札を執行すること。
- (3) 北海道財務規則第161条ただし書の規定に該当するものとして7者未満の入札参加者を指名して入札を執行すること(新たに通常の指名競争入札を執行する場合に限る。)

5 第1の1の(10)の規定により難しい場合の取扱い

- (1) 第1の1の(10)の規定に基づかない対応を行うことについてやむを得ない理由があるときは、その適否について指名選考委員会の審議に付し適当であると判断された場合に限り、当該対応を行うことができるものとする。この場合においては、当該対応を行う理由を具体的に記載した書面を作成し、第1の1の(12)による報告、第1の1の(13)による行政改革局長への談合情報経過記録の送付及び第5の1による公表時に、当該書面を談合情報対応経過記録書に添付するものとする。
- (2) 第1の1の(11)の規定は、(1)の対応に係る入札を執行した結果、談合情報どおりの者が落札対象者となった場合その他の入札結果等から特に調査等が必要と認められる場合に準用するものとする。

第5 公表

1 談合情報対応経過の公表

支出負担行為担当者等は、第1の手続を終えた後、談合情報対応経過記録書を、当該支出負担行為担当者等が管理するホームページにおいて速やかに公表するものとする。ただし、北海財務規則別表第1に掲げる地方部局にあっては、当該地方部局を所管する部長等又は部局長(北海道財務規則第2条第4号に定める「部局長」をいう。以下同じ。)が管理するホームページにおいて公表することができるものとする。

なお、公表期間は、当該公表の日から1年間とする。

2 本手続の公表

部長等、部局長及び地方部局長（北海道財務規則第2条第5号に定める「地方部局長」をいう。）は、この談合情報対応手続を、閲覧場所を定めて公表するものとする。

第6 その他

1 入札参加者等への周知事項

支出負担行為担当者等は、業者への指名通知等に当たり、次の事項を併せて通知するものとする。

(1) 談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあること。

(2) 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあること。

2 随意契約の場合の準用

随意契約（見積合わせを行う場合に限る。）において談合情報があった場合は、競争入札の手続に準じて取り扱うことができるものとする。

3 公正取引委員会及び警察への協力

支出負担行為担当者等は、公正取引委員会及び警察への通報等の後に、公正取引委員会及び警察より協力依頼があった場合は、事務に支障がない範囲で協力するものとする。

北海道入札監視委員会の運営に関する事務処理要領（関係部分抜粋）

第11 談合情報の審議等について

要綱第2第6号の談合情報の審議等については、次により行う。

1 談合情報対応手続第1の1の(8)に定める談合情報に係る審議を行う。

2 上記のほか、入札監視委員会が必要と認める場合において、談合情報対応等に関する審議を行うことができるものとする。

入札談合の防止に向けて（公正取引委員会事務総局資料：関係部分抜粋）

3 発注機関における入札談合事件への対応

イ 審査活動の妨げとならないよう発注機関において留意していただきたい事項

公正取引委員会に談合情報を提供した(したい)ということが外部に明らかになると、事業者における証拠隠滅を容易にするなど、その後の公正取引委員会の審査活動に支障が生じるおそれが強いため、情報提供に当たっては以下の事項に留意願います。

(1) 談合情報があった場合、必ず事情聴取を行うこととすることは、公正取引委員会へ通知されるという予見可能性を与えることにより、公正取引委員会の審査活動の妨げになるおそれがあります。このため、発注機関において、寄せられた情報の信憑性の判断を行うため独自に調査をする場合には、疑いのある事業者からの事情聴取は極力回避し、事業者側に調査を行っている事実が知られない手段により行うよう願います。